

## セントコア山口における作品の展示利用手続要領

この要領は、セントコア山口1Fロビー等での作品展示における利用を円滑に行うため必要な事項を定めるものとします。

利用希望者は、当該要領の管理者(セントコア山口)の指示に従って下さい。

### 1 作品展示の利用について

#### (1) 利用の基準

##### ア 展示作品の内容

次の基準のいずれかに該当するものとします。

(ア) 山口県諸学校教育等に関するもの。

(イ) その他、施設の利用目的に照らして管理者が適当と認めたもの。

※ 内容によっては展示を認めないものがあります(公共性に反するもの、公序良俗に反するもの)。

##### イ 展示場所

1Fロビー等。

その他、管理者が他の利用に支障がないと認めた場所のうち、指定した場所とします。

##### ウ 展示期間

管理者から承認された期間としますが、原則1か月間とします。

なお、延長する場合は原則3か月間(1か月ごとの延長手続きが必要)までとしますが、延長希望に添えない場合もあります。

##### エ 利用料

原則無料

#### (2) 利用申込方法

ア 利用の申し込みは、利用を予定する初日の6か月前から行えます。

イ 利用の申し込みをしようとする者は、次の書類をFAX、メールにより、利用日の1か月前までに提出してください(展示期間の延長の場合は2週間前まで)。

(ア) 「作品の展示利用 申込書」(別紙様式)

(イ) 予定展示作品の写真等(※過去に展示した際の内容と大きな変更がない場合は不要です。)

(ウ) その他、管理者が要請する書類

#### (3) 利用上の留意事項

- ・ 展示作品の搬出入及び展示作業は、利用者の責任で行ってください。
- ・ 利用者は、館内の設備や備品類を使用する場合は、管理者の了解を得るとともに、使用上の注意を理解したうえで使用してください。
- ・ 館内の設備や備品類に破損が生じた場合には、遅滞なく管理者に報告し、管理者の指示に従い原状回復等の措置を講じてください。

- ・ 利用者が持ち込んだ展示作品、備品等については利用者の責任において管理して下さい。
- 展示作品の破損及び遺失については、セントコア山口に明らかに過失がない限り、利用者で解決を図って下さい。
- なお、利用者が展示した際に現況確認を双方で行うものとします。
- ・ セントコア山口も展示作品の保護に努めます。
- ・ 利用者は利用を終了した後は、館内利用後の清潔の保持、後片付け等を行い、管理者の点検を受けてください。
- ・ 災害の発生その他の理由により、管理者が当館を避難場所等として使用する必要があると認めるときは、使用承認期間中であっても、利用を中断、又は展示作品の撤去等を行うことがあります。
- ・ 利用期間中に管理上の問題が生じた場合には、管理者は利用の承認を取り消すことがあります。
- ・ 利用承認期間中に管理上の問題が生じた場合には、管理者は利用の承認を取り消すことがあります。
- ・ 次の行為は禁止します。
  - ◇ 他の入館者に不快感を与え、又は、危害を及ぼすこと。
  - ◇ 申請及び許可内容と異なる展示をすること。
  - ◇ 展示作品に関係のないビラ等の掲示・頒布、又は各種宣伝行為をすること。
  - ◇ 物品の販売、募金活動その他これに類すること。
- ・ その他、展示利用にあたっては、管理者の指示に従って下さい。

## 2 施設利用全般について

### (1) 館内の注意事項

- ・ 館内での火気使用は厳禁です。
- ・ 館内での飲食はご遠慮ください(管理者が特に認めた場合を除きます。)
- ・ ペットを同伴しての入館はご遠慮ください。介助犬は入館できます。
- ・ 館内で走ったり、大声を出す等他人の迷惑となる行為はおやめください。
- ・ 館内の設備や備品類は破損しないよう丁寧に扱ってください。
- ・ その他、危険な行為をしないで下さい。

### (2) 入館禁止

- ・ 危険物の持ち込み等により他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくは施設等に損害を加える恐れのある方。
- ・ 施設等の利用目的に違反する方。
- ・ その他、施設等の管理運営上支障があると認められた方(公立学校共済組合山口宿泊所利用規程参照)。